

総務産業委員会報告書

令和6年3月4日

備前市議会議長 守井秀龍様

委員長 山本成

令和6年3月4日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案	件	審査結果	少数意見
議案第27号	備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第28号	備前市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第47号	備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	原案可決	なし

総務産業委員会記録

招集日時	令和6年3月4日（月）	本会議休憩中			
開議・閉議	午前10時45分	開会	～	午後1時13分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第1回定例会)の開催			
出席委員	委員長	山本 成	副委員長	内田敏憲	
	委員	尾川直行		石原和人	
		森本洋子		藪内 靖	
		松本 仁			
欠席委員	なし				
遅参委員	なし				
早退委員	なし				
列席者等	議長	守井秀龍			
傍聴者	議員	青山孝樹			
	報道	あり			
	一般	なし			
説明員	市長公室長	今脇誠司	市長公室参与	梶藤 勲	
	行財政改革課長	神田順平			
審査記録	次のとおり				

午前10時45分 開会

○山本委員長 ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

まず、議案第27号備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第27号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○石原委員 かなり大がかりな機構改革で、参考として組織図も出ておりますけれども、今現状何室、何部、何課、何係から、今度、部や課や係の数がどのように変動するのかというところをお聞かせいただければと思う。

○神田行財政改革課長 議会事務局等補助機関、それから行政委員会等を除きまして、現行9部40課2事務所が、8部31課2事務所に変更となるものでございます。

○石原委員 部が1つ、課が9つ減ってるということになるんでしょうけども。振り返りますと、現市長が返り咲かれて3年足らず前ですか、返り咲かれて直後の6月の議会で大幅な機構改革の提案がされた際に、大きな機構改革だったものですから、参考までに判断材料として適正な人員配置が大丈夫かなということで、あくまで想定ですけれども、現時点でどのような人員配置で、配置は十分、この後の議案で動きもありますけれども、人員配置は何か今御説明いただけるようなところがあれば。

○神田行財政改革課長 議案第28号で定数条例の一部改正をお示しさせていただいておりますが、その部分についてはお答えできるんですけれども、それ以外については人事担当のマターになりますので、私のほうでお答えできる立場にはございませんけれども、人事担当部署で今現在鋭意調整中ということで伺っております。

○石原委員 3年前のときに、私もその提案に反対の意思表示をさせていただいたが、そのときは三石出張所が支所に格上げになったりを含めての大幅な変動で、それから部の数、課の数もかなり増えるような形での機構改革でしたので、人員配置というところを特に危惧しての意思表示だったけれど、現時点でなかなか人員配置、細かいところは難しいと思います。

先ほど中西議員の質疑でもございました、ここでは現状の教育庁から社会教育部門が市長部局へ移るわけですけれども、そうなってくると、教育庁、教育委員会の側がどういう体制になるのか。こういう機構改革、人員の異動に伴ってどういう形になるのかなと。そのところも懸念というか危惧するところであって、教育委員会がこの異動に伴ってどういう形になるのかな、どういところまでを所管されるようになるのか。そこは議員の判断が及ぶところじゃないかもしれんですけれども、そのところも幾らかでもお示しいただければ、安心材料であったり判断材料になるかなと思うんですが。

○神田行財政改革課長 法に規定された議案としてお出しすることはできませんし、現行、教育委員会事務局のほうで教育委員会会議でこれから組織については諮るということで聞いておりま

す。ですので、先ほど本会議でありましたけれども、議案第47号については特段の意見はないということで議長から御説明もあったかと思うけれども、その部分については、私もお答えできるものを持っておりませんので、何とぞ御理解いただけたらと思います。

○石原委員 今回も自分自身の中で、より効率的でより機動的な組織体制を求める中で、その最善の形としてこういう議案の提案が出てきておるんでしょうけれども、部の数、課の数は先ほどお聞きしましたが、例えば、市長部局の事務分掌、所管するところが増えることによって、今まで度々取り上げてきましたけれども、最後の最後の決裁が、ともすればさらに遅れることにもなりかねんのかな、そこも今ふと思うたんですけれども。

○神田行財政改革課長 どうしても今までですとセクショナリズムの弊害といいますか、そういったものもございます。石原委員おっしゃられるのは、教育委員会と市長部局との決裁の関係ですか。

○石原委員 どの議案で聞きゃあええんか分かんですけど、教育委員会で所管されとる社会教育、図書館であったり公民館であったり、公民館は今もですか、というところが市長部局へ移ることで、決裁であったり判断される方、市長のほうが、言うたら増えるわけじゃないですか。だから、そのことによって、より決算なんかの事務的なところ、手続的なところがさらに遅滞を招いたり、そういうところも懸念する。

○神田行財政改革課長 今回の条例改正につきましては、あくまで特例条例ということで、事務委任に係る部分で決算権限についても市長部局へ行きますよということの改正でございます。それ以外の業務につきましては、従前残る業務といいますか、法で想定されていない業務につきましては教育委員会サイドへ残りますので、これにつきましては補助執行という形になります。それで、委員おっしゃられるとおり、補助執行になれば、決算権限とかの部分については、従前の教育委員会のみまということになりますので、そこについては、委員おっしゃられるように、ダブルスタンダードといいますか、市長部局で決裁を取った後、教育委員会のほうに決裁を取るような形になりますけれども、通常の例えば施設、社会教育施設等の維持管理等々、そういった部分については、従前教育委員会と市長部局の両方の決裁を取っていたものが、もう片方だけでいいということで、逆に実務上スムーズになる点のほうが多いと判断しております。

○石原委員 先ほどそういうところについて、図書館法であったり法令的なところもありましたけれども、たまたま市の組織の在り方ってどうなんだろうということで、市、組織みたいなんで調べてみますと、あまり規模の大きい都市については参考にならんかも分かりませんが、ある程度さほど規模の変わらないところが出てきて、その自治体なんかも同じような形で、文化スポーツ部の下に生涯学習課があって、そこで図書館も所管をされ、またそちらでは観光系の産業系の部の下で文化財も観光と組み合わせると所管をされてるといふようなところも実際ありましたんで、その辺の根本のところは問題がないのかなというふうに見てとったんですけれども、今でもちょっと思いが巡ってあれなんですけど。

○尾川委員 関連で確認じゃけど、私の理解では文化財の関係は地方自治法で学校教育と文化財

保護以外は社会教育行政ということでええんじゃけど、この組織図を見たら、中に文化財保護は含まれてねえんじゃというけど、文化財係があるけど、あんたらはプロじゃからわしらより法律は詳しいけど、その辺は違反はねえんか。わしが入手した書類では、文化財関係は首長部局じゃないとおえんということを地方自治法で書いてあるらしいんじゃ。その辺は大丈夫なのか。違反じゃねえんかな、まず。2007年の改正された地方自治法では、学校教育と文化財保護以外の社会教育行政については市長部局にやることはできるという、その辺は大丈夫なのか。

○神田行財政改革課長 国において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのが施行されております。これについては、平成31年4月1日施行になってございますが、それ以前は、委員おっしゃられるとおりに文化財保護に関することについては市長部局に来るようにはできませんでした。このときの改正により、文化財保護についても加わったものでございます。

○尾川委員 この表が出るとるが。ちゃんと職務分掌を書いてくれりゃあええ、分かるように。そうしてもらわないと、わしらも審議できない。きちっと何の係が何をするというのを、組織変えるときには配置、人が何人ぐらいおるんならというたら、そりゃあまだ異動が決まってねえからはっきりせんといつも言い逃れされてきとんじゃけど、仕事の内容ぐらいは明確にしてもらいてえんじゃ。それを出してほしい。

○神田行財政改革課長 今現在、分掌につきましては、鋭意精査中でございますが、大きい部分の条例規定の部分に関する組織及び任務に関する条例については、例えば文化スポーツ部ですと8ページに議案としてお出しさせていただいている所掌をさせていただき予定で考えてございます。

○尾川委員 これだけ組織図が出るとるということは、当然裏にある職務分掌というものを、何係は何をするかということ、決めてもらわんとおえんのじゃねえん。個人会社ならせえでもええけどな、市役所とか自治体だったら、明確に示すべきじゃ。変わるんなら変わりますと、変えますとか、不具合があつたら当然組織はそういうもんじゃから。それをまず示してほしい。

○神田行財政改革課長 繰り返しになるんですけども、議案第27号の文化スポーツ部のところで、そちらを読み上げさせていただきますと、文化活動を促進するとともに文化芸術の振興及び指導体制の充実を図り、心豊かなまちの形成を推進する、2号といたしまして、体育施設等の利活用を推進するとともに、地域におけるスポーツの活性化及び指導体制の充実を図ることで、市民の体力向上に努め、健康の維持及び増進を促進する、3号で、社会教育施設等の利活用を促進するとともに、多様な学習機会の創出及び情報の提供に努め、市民活動団体等と協働し、生涯学習を推進するというので、雑駁にはなっておりますけれども、こういった部分で今現在、鋭意事務分掌は調整中でございますので、御理解いただけたらと思います。

○尾川委員 もう一步進めて、例えば図書館のことについて言うた場合、今言う、違反はねえらしいわ、どうも。でも、一般的な話として、図書館法を見ても、いろんな文言を見たら、教育委員会がという、主は教育委員会がになつとるわけじゃ。その辺についてどういうふうに考える。

わしの見ようの文書がおかしいかも分らん。わしも一応、図書館の設置及び運用上の望ましい基準とか、図書館法とか斜め読みしたけど、一般的にはこういう組織、特に図書館については、公立図書館というのは教育委員会が所管する教育機関として、そこが一応、その辺を、教育委員は何も意見がなかったというて、今さっきも何かよう聞こえなんだんじゃけど、教育委員会、あと聞くんか聞かんのか知らんけど、議案を出す前には必ず教育委員会会議で諮るとるはずなんじゃ。誰がどう言うたかというのを本当は知りてえわけじゃ。議事録が出てこんからな。どうせ二、三か月かかるんじゃろうけど、そういうものを見て、どういうふうに意見を、本当教育委員の方が図書館の所管替えということについて、備前市は教育庁じゃからな、教育委員会じゃねえんよ。そういう組織でありながら、教育委員がどういう意見を発したか、何もなかったというて、今話聞きようりゃあ、また後からやると言うたんかどうかよう分らんのじゃけど、議長は特に意見はなかったと。特に意見がなかったというようなことはねえと思うとんよ、私は。批判するわけじゃねえけどな。大事な、物すごい大きな問題じゃと思うとる。地方自治法の改正の間違いかどうか、わしの解釈間違いか、書いとる文書が違うんか、その辺をよく精査してほしい。

○神田行財政改革課長 法律が予定してございます社会教育施設、いわゆる公立社会教育施設には、図書館、博物館、公民館、その他社会教育施設に関する教育機関ということでございますので、図書館については、今回の議案第47号の備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に該当する社会教育施設として判断してございます。

それから、教育委員会会議についてでございますが、私どもが市長部局の機構を協議調整する中で、教育委員会にもお尋ねいたしまして、特段の御意見等はないとは聞いてございますが、1点だけ、反対意見はないということでは聞いてございますが、一委員から、市長の管理執行に変更することで具体的にどのような効果があるのというような問いがあったらしく、そのことについては、令和6年4月1日からの市の組織の一部を再編することに伴い、教育に関する事務の職務権限の特例を定めるため、当該条例の全部の改正を行うもので、主な内容としては、図書館、公民館等の社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること並びに文化財の保護に関することを新たに加え、関連する他の施策と一元的に市長部局において所掌するためのというような、効果といたしましては一元管理できてスムーズな事務の遂行につながるということで御説明を申し上げたところ、御理解をいただけとるということで聞いております。

○尾川委員 岡山市立図書館の在り方についてと、平成26年3月、岡山市の教育委員会が出しとんがある。その中にも、はじめにというところに、教育委員会として図書館の現状と課題を検証した上で、機能中心に云々、岡山市の図書館の在り方について方向性を示していきますと、教育委員会がやっぱりやっとするわけじゃ。ということは、一般的には図書館関係というのは教育の範疇のものじゃと、生涯学習じゃねえ、社会教育じゃなしに、教育の一環じゃと。それと、もう一つ言うと、学校図書館の連携とかいろんな問題からしたら、連携を取ると言うけど、連携の問題があったりすると、図書館というのは教育委員会の所管であるべきじゃと私は思うとる。

同じことばあ言うけえ。いろいろ法的な見方もあるし。中には図書館を市長部局にしとるとこ

ろもあるらしい。まれじゃあ、まれ。文化財保護については違反になるからな。その辺よう調べてみて。

○神田行財政改革課長 あくまで今回の部分につきましては、施設に関する設置、管理、廃止でございますので、委員おっしゃられるとおり、大きな部分の図書館なら図書館、それから社会教育に関する総合的な企画調整とか根本をなす部分については、当然のことながら教育委員会に残りますので、当然のことながら、先ほどの委員が御発言があった図書館の方針なんかについても、教育委員会のマターになろうかと私どもも判断しております。

○尾川委員 組織というのは、よそのところまで領域を侵したらいけないのじゃ、はっきり言うたら。曖昧なもんじゃあいけん。きちっとポジションを決めて行うべきじゃ。じゃけど、それは上が補完するというのが上なんじゃ。組織というのは、分掌で、そりゃあどっこも境目はどこへあるか分からん、行ったり来たり、課長なり係長の力によって仕事の量は変わってくる。だけど、きちっとした原則を決めて、この範囲でこういうことをしますということは明確に示しとかにゃいけん。組織論はそうじゃねえかと、わしもそうぼっこう組織論を研究したことねえけど実践でそうじゃと思う。仕事というものは人についていくしな。優秀な者に仕事はついていくんじや。そりゃあ分かるとるけえな、よう。何ぼう名前変えたって、あの人じゃったらこういうことができるというて、そういうもんじゃと、どこでも。中小企業と大企業と違うかもしれんけど、そういうもんじゃとわしは思うとる。

それと、人というのは、若いときからずっと大企業と付き合いするならそういう付き合いを養成していくような、何十年付き合いをさすようなことをやっていくわけじゃ。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

○森本委員 公共交通課が市長公室の交通政策課に移された意図は。

○神田行財政改革課長 昨今自動運転とかタクシー会社の管理下で一般ドライバーが旅客運送をする日本版のライドシェアですか、これも先般の2月下旬の新聞にも掲載がございましたが、過疎地のマイカーの有料送迎とか、そういった導入の検討にも、さらには赤穂線の減便や諸島対策等、交通制度対策の動きはもう日進月歩でございます。これを迅速かつ的確に対応できるように市長公室配下の案とさせていただいている次第でございます。

○森本委員 市民の人が分かりやすいという課が一番いいと思うけど、今まで公共交通課というたら市民の人はバス、デマンドタクシーとか、生活に直結するので、何かあったら公共交通課へというのがもう今定着していると思う。それが今度変わると、その組織図を見たときに、今度市民生活部にすぐやる係というのが出てきますよね。それで、その議案を読ませていただくと、6ページの市民生活部のところで、5に市政に対する意見等の積極的な収集及び生活環境のきめ細やかな支援を推進するということが書いてあるけど、すぐやる係というて、結構つくられているところもあるけど、これは市民の方がこうやってくれと、受け付けて動くのか、それとも職員の方が積極的に見つけていって対応するのか、ここら辺の文面だけじゃあ理解できないので教えていただければと思う。

○**神田行財政改革課長** 案件によりましては、市の職員が受動といいますか、受け身でなくて積極的にする内容の事業もございましょうけれども、市民団体、それから市民の方からの要望とか、そういうものに対して、可能なものについてはなるべく、できるだけすぐやるというところで、両面があるかとは思いますが。その辺で御理解いただけたらと思います。

○**森本委員** そうなれば、多分バスの運行とかいろいろな苦情、今も公共交通課はいろいろ対応されていっぱいいっぱいだと思う。だから、私の勝手な思いでは、そういう係をつくられたのかなと思ったりもしたんですけれども、市民の方は、急に変わっても分からないから、多分今までのところへ問合せをされたりして、どうなっとなんですかとか、こうしてほしいとかと要望が出てくると思うんですね。だから、それが速やかに対応できないことが多いのであれなんですけれども、そういうことは公共交通じゃなくてほかの部分もあるじゃないですか。目の前の道路をどうにかしてほしいとか、いろいろな様々なあると思うけど、このすぐやる係がこれを一手に引き受けるということですか。

○**神田行財政改革課長** 現行も運用上、各担当部署にお問合せいただいて、それからその取りまとめの部署のほうで調整させていただく、あるいは逆に全体調整する広聴のほうでお聞きして、各担当部署へ横断的に情報共有しながら進めていくっていう両面がございまして。ですので、市民の方がどこか1か所だけではなくて、どこに電話していただいてもいいように、横断的な情報共有を図りながら業務は推進していくことができればと考えております。

○**内田副委員長** ふるさと納税課が総合政策部から市長公室に変わっとなんですが、そこへ変わることでよってたくさん集められそうですか。

○**神田行財政改革課長** 今もたくさん実績を上げることができればと考えてございまして、基本、ふるさと納税を市長公室に持ってきた理由の意図といたしましては、広報プロモーション係も設けてますように、プロモーションということで、本市の魅力を積極的に発信して、それで応援していただける方とか、応援企業の方の増加を図るっていうのを主眼としてございまして、今まで以上にたくさんのふるさと納税が頂戴できるように職員一同頑張っていけたらと考えております。

○**内田副委員長** 課の中に企画営業係ができておりますが、今、プロモーションなんかでしょうけど、具体的にどういったことをされるんですか。

○**神田行財政改革課長** 先ほどの繰り返しにはなるけれども、現在、広報のプロモーションを中心としてですが、備前市に対する応援団を一人でも二人でも、それから応援企業を一人でも二人でもつくっていきたく。それから、ふるさと納税の返礼品、そういったものの開発とか、そういったところも今まで以上に積極的に運ぶことができればと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

○**松本委員** いろいろ部長たち説明するけど、根本、説明が的確かどうかは別として、一応理屈はあると思いますからその理屈を言うけど、ただ、それが私、ぴんときんところがいっぱいある。ちょっと言葉は悪いですけど、後づけの説明のような何か気がして、その本質的なことが見

えてこない。

この組織図全体を見たら、市長、副市長、市長公室に今まで分散しとったのが集まってる。例えば、ふるさと納税にしても観光云々にしても備前焼にしても交通政策、これ、僕はびんとくるのは、ああ、市長がいつもこのことを言よるなど、何かこういうことに関する発言が多いから、要は自分が直接、何かそういう色が、私の感じ方かも分らんけど、集中させとんですね。

こんなことをなぜ、ここへ新しく企画財政部をつくったわけでしょう。こういう仕事は、どっちかというところのほうの仕事でええんじゃないかと思う。さっき挙げた4つのことなんか、ほとんど企画の問題であるし、お金をいかに集めるか、これは企画財政部が担当すりゃあいいことなのに、何でこう上に持ってくるんか。例を挙げればそういうこととか、それから社会教育政策というのが、今まで教育関係の仕事と、ちょっともやっとして、ぼやっとしてるように、もう市長サイドというか、教育委員会の仕事が何か一般行政の中に何か集中してる、そういうことも多々いろいろ感じたりしてます。

それと、新しいことということで、すぐやる係とか、こどもまんなか云々はそれなりに意味は分かるけど、私たちいろんな市民要求を持っていくときに、支所に行くんですよ。支所に行って、支所でここの道直してください、もろもろやってください、いろいろなことは支所に行くんですね。支所の関係とこのすぐやる係というのがどういう関係にあるかというのがよく分からないこととか、さっき言った、教育委員会の仕事じゃないかという云々が、一つのテーマとして私大きな問題としてあると思う。もう一つ、日本遺産・観光部とかなんとかという、これも産業政策のことだから、別に市長公室に持っていかんでも産業建設部ですか、今度新しいところ、何か持っていくところが違うんじゃないかなと、もうちょっと考える必要があると思う。

さっき尾川委員も言われましたけど、こういう体制づくりより人づくりだと思う。どういう思惑があったか知りませんが、私見を言いますと、市長、副市長、市長公室、このラインに指導力がある幹部をばっと置いて、よし、やろうという思惑が見えてくるんです。これに直接関係ないですけどね。そういう人事の在り方もあっていいと思うけど、あっていいというか、世の中にはあると思うけど、そういう背景が見え隠れすると思うんですね。今の最後の質問については答えんでもいいですけど。そういうことも含めてトータルに考えたということでもいいんでしょうか。

○神田行財政改革課長 何々お答えしてよろしいか、機構改革の目的につきましては、そもそも社会背景の中で複雑多様化する課題とか、それから市民、地域ニーズ、変動する社会情勢に迅速かつ的確に対応できるように組織体制が重要であるということは認識してございます。委員おっしゃられるように、組織よりも人づくりというのは、私も同感でございまして、人が組織も動かすし、人が仕事をするというのは、私自身もそのとおりだと思っております。

それから、支所に行く関係ですぐやる係との関係はということですが、これにつきましては、森本委員の御質問にもお答えしたとおり、各担当部署に今現在、要望とか問合せ等が来るのも結

構ありますので、その辺は新しくできる係と横断的に連携調整しながら進めていければなと考えております。

それから、産業政策の部で、特に備前焼とかの辺だと思いますけれども、備前焼については、カテゴリーで言うと産業というカテゴリーに属するような捉まえ方もある反面、それを使った観光プロモーションに備前市を応援していただける方を増やすというような側面もございますので、そういった側面を重要視して市長公室のほうへ配下として持っていかせていただいているのが今回の機構改革案でございますので、よろしく願いできたらと思います。

○**松本委員** だからさっき言った一つの例で、観光プロモーションどうのこうの言いましたけど、それこそこの企画財政部ですか、この機能を上手に動かすというたらおかしいけど、どうしてそういうふうにしないかなという、何でこの市長ラインに持ってくるんか。

○**今脇市長公室長** まず、企画政策部にある企画課は、新規に事業を立案する部署ということなんで、入り口部門です。市長公室にあるものというのは、備前市のある意味備前市に特化してもう既に出来上がっていて、例えば年度末、あるいは早期にコンプリートしようとするようなものが今ここに上がって、力入れてこうやっていこうというのがここに上がってくるという、そういう位置づけで、下の企画課と上のこの観光プロモーションは、そういうさび分けに今なっているということでございます。

○**松本委員** 分かりました。そういう意味では、考え方の、分かりますけど、どっちがいいかは別として。

○**藪内委員** この機構図のイメージの問題ですが、結局スピードアップとか、簡素化を目指してそれぞれ分担、細分化したと思うけれど、それが結局は1か所に集中、集約され、うまく機能するときには一声でぱっと決まって早いでしょうけれど、何か詰まってスムーズにいかなくなったときに、全てが集中してるから物事が動かなくなるようなイメージがあるんですが、どうでしょうか。

○**今脇市長公室長** 今おっしゃるように、年度内、あるいは早期にコンプリートしなくちゃいけないような重たいものが多いので、そういう感じは本当に受けます。ですけど、ここで、人事の配置ももちろんあるんですけども、人を投入して、ここの部分を、例えば合併特例債とか、期限がある部門がありますので、スピーディーにやっついていかないと過ぎてしまうと大変なことが起こってしまうというのがあります。ほかの部門について、これは従来の行政が本来やるべきもの、それはそれでコンプリートにやっただこうというスタイルになっておりますので、本当に市長公室が重いのはもうおっしゃるとおりだと思います。ですから、そこに人的なものも配置して、きれいに年度末、ここで言うと年度末のものもあるし、図書館のように年を越すものもありますけれども、そこに向かって令和6年度やっついていこうという体制にしているということでございます。本当に人の配置はしっかり考えていかないと、事業がこの組織の中で瓦解するようなことがひょっと起こらないように、しっかり人を配置していかなきゃいけないと思っております。

○**藪内委員** 今、市長公室長の説明を聞いていますと、全てがいいほうへ機能して、こんないい

ことはないという雰囲気が出てるんですが、本当一つ間違えれば、これだけ集中してしまうと、よくも悪くも集中し過ぎではないかと思うが、これを聞いても同じお答えしか出んでしょけれど、私はちょっと怖さを感じると。でも、うまくいくと、本当今までああだ、こうだ言ったのがぱっと決まって、先ほども言われた期限とかがあるものについては、期限内にまとまりスムーズに行くのかなとは思いますが、その辺で何かあればもう少し。

○今脇市長公室長 それぞれの課については、例えば産業にあってもどこにあっても、その課の中ですることは同じだろうと思う。市長公室が重たいので、じゃあどうするかということに、もちろんここにありますように、政策監を置いて、それから参与も置いて補佐をするという形を取るので、それぞれがここに集まっている人は、この時期を見ながらそれぞれ応援体制が取れるようになっているというので、例えば令和5年度中に市長公室でかなりの事業を实际やっています。それは、今さっきからの話で言うと、本来ほかの部署じゃないかなという分もやってるんですよ、実は。それは、一緒にやってるからやれてるんで、そのあたりの効率と、もう既に令和5年度でつけたスキルとかを生かそうと思うと、この市長公室のこのパイでやると、かなりスキルを持った動きはできるのかな、時間的なこの間、間で効果的にはできるのかなという思いはあります。ただ、担当する職員はしんどいかもかもしれません。ただ、やる気がある職員に集まってやっていただくと、すごいいいものになると思っています。だから、今日の中西議員の質疑でモチベーションの話がありましたけども、モチベーションを持って、スキルを持って寄っていくと、ここはいいものができるのかなという感じはしております。これだけ見ると、もうむちゃくちゃしんどそうな部署に見えますけども、そういう意味では、少しずつ、例えばイベントがあるところは時期がずれますし、その前のスキルをそのまま使っていけますし、プロモーションは全部にかかっていますし、そういう意味では1か所にあるというのは非常に効率的というか、効果的にはなるかもわかりません。ただ、やっている職員は、終わりが無いなという感じが、1年間通してしんどいところはあるかもかもしれませんが、やる気がある職員にはいい場所かなと思っています。

○藪内委員 ありがとうございます。うまくいくと、一緒に協力して、そういうイメージですが、下手すると曖昧であって、何か責任が、先ほどの答弁でもありましたように、どちらの所管になったとかということになりかねないと思います。だから、ある程度何か、せっかく分散して、例えば権限のいろんな移譲ですか、何かああいうのがもう少しできたらとか、ここ最近備前市内の行事が多いですね、どれも割と大成功でいいとは思いますが、それは集中してその中で話し合いされたほうがいいのかとは思いますが、一々やってたら時間ばかり取られるんで。でも、ちょっと危なっかしさを感じるんですけどね。これは聞いても同じことなんで、もうよろしい。私の意見です。

○石原委員 文化スポーツ部のほうへ文化財の係が移るけれども、文化財が文化スポーツ部で所管されることになると、例えば、16ページですけれども、事務内容の御説明ですけれども、確かにここに社会教育施設等の文章が入ってくるんですけども、文化財がここへ加わることで、

この文言は別段文化に関するところは何ら変更なしで文化財を受け持てるんですか、この表現で。

○**神田行財政改革課長** あくまでこの議案第27号については、組織及びその任務に関する条例ということで、大きいくくりのイメージといいますか、分掌ではございません。ですので、今同時並行で進めてございます行政組織規則の中に事務分掌は明記して、こういった事務分掌を受け持つということにさせていただく予定にしております。

○**石原委員** さっき言うた文化財であったり図書館であったり、生涯学習、公民館とかも文化スポーツになるんでしょうけれども、さっきまでの御答弁の中で、その所管というか持ち場は移るけれども、引き続き教育委員会と連携が図られ、教育委員会のほうで補助をされたり、移るけれども一緒になってやっていくということですけども、改めて最後に確認ですけど、それでよろしかったですか。

○**神田行財政改革課長** 法律に予定されているものとして移るものは、今回の特例条例で事務委任されますので、決裁についても市長部局のほうの決裁になるかと思えます。ただ、それ以外の部分について教育委員会に残るもの、総合的な企画調整とか社会教育の根幹に関するもの、そういった部分については、当然のことながら教育委員会に残るということにはなっております。ただ、運用として補助執行もできることから、補助執行でその事務をサポートしながら、市長部局でサポートしながら、例えばその文書の発出名が教育委員会であったり、決裁のほうは教育委員会であったりというものは、その法に規定する範囲内で運用したいと考えております。

○**石原委員** 今課長が言われた、教育委員会の側へ残るとおっしゃったけれども、社会教育系のところが残って、そこと何かやり取りしながらと言われるけど、この後の議案で20名ほどもう社会教育に関する方が移られて、教育系の説明員さん今日おられんのんで分かりますけど、それ、連携なんかは取り得るんですか。

○**神田行財政改革課長** ここで私が説明申し上げたのが、社会教育部とかという話ではなくて、教育庁である教育委員会、そちらのほうを指しております。

○**尾川委員** 今、審査している議案と違うけど、議案第47号に、市長が管理し、及び執行するとなつとる。その中に文化財保護に関することと明確に書いてある。それで、連携するじゃ、そりゃあ連携するのは個人的な感情の問題で、この文章じゃ市長が管理し、及び執行するとなつとるということは、全ての権限を市長が持つということで、文化財保護に関することについては違反じゃねえですかと言ようるわけじゃ。それを指摘しようるわけじゃ。連携、連携と言うけど、前の文章、何も書いてねえけど、一覧表には、でも、議案第47号には明確に書かれてあるわけじゃ。

○**神田行財政改革課長** これは、先ほどの質疑、答弁でもございましたけれども、公立社会教育機関、それから文化財もそうですけれども、そういったものを職務権限の特例に関する条例で各市町村において制定する場合にあっては、そもそも適切に教育委員会の関与について一定の規定を規則等で設けることになっておりまして、そもそも地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の第33条の第3項では、地方公共団体の長はその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則を制定するものとし、その規則の制定に当たっては教育委員会に協議しないとイケないというのがうたわれてございます。さらに社会教育法の第8条の2でも、そういった事務のうち、教育委員会が所管する学校であったり公立社会教育機関等における教育活動と密接に関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たってはあらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聞くこととされております。さらに、同法の第8条の3では、教育委員会が必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に意見を述べられていることとされておりますので、そういった部分での教育委員会との連携というのは、平成31年4月施行の法律の改正に規定されとる内容の範囲内だと考えてございますので、特段問題はないかと考えております。

○尾川委員 今、るる説明があつて、議案第47号は議案第47号のときに言わにゃあいけんけど、文化財保護に関することというのは、2007年の地方自治法ではなつてねえようにわしは解釈しとんじゃけどな。要するに教育委員会と協議したら、その仕事は取つてもええという解釈が正しいわけ。違反はないんかな。わしは違反じゃねえかと思うんじゃ。

○神田行財政改革課長 先ほど委員にもお答えさせていただいたが、平成31年4月1日施行の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのが改正されまして、それまでは文化財保護に関する事務は、委員おっしゃられとるように項目として以前はなかったんですけども、平成31年4月1日以降はそういったものが想定範囲として含まれたということで御理解いただければと思います。

○松本委員 もう一回だけ確認したいけど、新たにこういう機構にしたというのは、その哲学というたらおかしいですけど、この理念というか哲学というのは、要は市長ラインを分厚くしたと。市長のラインを分厚くしたのは、こういうことが今までの組織図の中ではうまくいかなかったから、さっき合併特例債がどうか、迅速にやらんといけんことがどうだとかいろいろ言つてましたけど、今までの組織図の中では、こういう市長公室の仕事、こういうことがスムーズにいかなかった、的確さに欠けたとか、いろんな問題、課題があつたからこういうふうに集めたというのが哲学というか、背景なんですか。

○今脇市長公室長 まず、教育の根幹部分というか、本懐の遂げる部分については、当然残しております。要するに、子供たちをいかに育むかという部分については残してあつて、さきの答弁のときにも言つたんですけども、昨今自治体の中では、まちづくりとかそういうものと絡めて、どんどん進めていこうというのがあつて、教育の枠の中でだけじゃなくて、連携していく、その中でもう市長部局に置いておいて、それでどんどん進めていくっていうのが、先ほど法律の紹介が平成31年ですか、施行の紹介があつたと思うんですけども、そういう中で、どんどん増えてきております。この機構改革を実施するに当たつて、あつちこちよそのも参考にする中で、このあたりをこつちへ移してやったら教育の部分については、本懐の部分については触らないようにということで、こういう形でやつていつたらどんどん進めていけるんじゃないかなというところ

で、今この形になっているというところでございます。

だから、哲学としては、教育、もともと教育っていう単語を最初に訳したのは福沢諭吉かも知りませんが、その教育っていう教える、育むという部分をもうちょっと自分で学ぶ部分っていうのを最近では強化してきて、IBとかがあるわけだと思うんですけど、そういうところはよりバージョンアップして守って行って、学力とかつけれるように、あるいはIB教育を進めて、守って行って、それ以外の部分で市長部局でやれるところは、それを該当する部署に割り振ってどんどん進めていこうという形を取ってるというのが根本の考え方です。

○松本委員 私の尋ねた意図とは全然的外れな答弁だったと思うけど、さっき言われたような、教育との関係で世の中変わってきてるということ、そういうことは理解できて、私もどっちがいかよく分からんところがあるけど、私が問うたのは、新しい組織図を見たら物すごい、もういろんなところというより、今まで以上に、例えば市長、副市長、市長公室、ここが増えとるわけです、仕事が。本来、今までこの内容というのは違う部とか課に分散されてたと思うけど、こういうふうここにまとめて機構図をつくったというのは、今までではうまく思うように機能しなかったからこういうふうにしたのか、それから新しい課題、いろいろ新しい課題に挑戦していくためにはここへ集中せんといけんとか、いろんな考え方があったとは思いますが、このラインに集中させたという意味は何か。僕はもう、これは市長のいらいらしとるところを、ここは全て、市長、どうなっとならとか、想像するのはそういうことを想像するんですけど。

私は、民間企業で、病院ですけど、大きな一つの法人の中でいろいろこういうことを経験してきたけど、何か市役所というのは、今までだったら機能せんのかかと、さっき言ったような、何か早くせんといけんとか、重要事項とか、そういうことが機能せんのかかと思ったりもするんで。民間だったら、これをやろうと思うたら、各部署に、部長に、おい、どうなっとならというて、普通はそうやって詰めていくというたらおかしいけど、そんなにこういう組織図をいじってまでやることなんかな。こういうふう組織図をいじるということは、何か問題があり、これを何とかせんといけんと思うたら、政治的な意図というか哲学というか、トップの意向でこういうふうにされたんかなと想像したりもするけどね。答えにくかったらまあいいですけど、答えられる範囲で答えてください。

○今脇市長公室長 今、松本委員後段で言われましたように、どんどんやっていこうという部分に移してるのは、もちろん機構でいろうということはそういうことだろうとは思いますが、今までのところがどうってことじゃなくて、それは体制的なものの中で、今度の新しい体制でいくほうがよりスムーズに動けるだろうというところの動きであるというふうに御理解いただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

○山本委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○山本委員長 総務産業委員会を再開いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続いて、少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

少数意見の留保を希望される方の発言を許可いたします。

○尾川委員 私、この条例について、図書館を市長部局にすることについて適当でないというふうに思いますので、その辺のニュアンスが違いかも分らん。図書館について市長部局への所管替えについて反対します。

○山本委員長 ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

所定の賛成者がありませんので、少数意見は留保されませんでした。

暫時休憩いたします。

午後1時02分 休憩

午後1時03分 再開

○山本委員長 休憩前に引き続き、総務産業委員会を開催いたします。

本案に対し、石原委員から附帯決議案が提出されました。

石原委員から附帯決議案の説明をお願いします。

○石原委員 議案第27号に対しまして附帯決議案を提案させていただきます。

内容につきましては、より機動的で効率的な組織体制を整えるために執行部として現在考え得る最善の形であると信じた上で、決して行政の混乱や遅滞を来すことなく、市民福祉の向上、また社会教育の充実のため、市民主体の行政運営に邁進されることを強く望む。

以上、決議案として提案させていただきます。

○山本委員長 附帯決議案の説明が終わりました。

これより附帯決議案について質疑のある委員の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切りまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第27号に対し、お手元に配付しております附帯決議を付することに賛成の方の挙手を求

めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、本案にお手元に配付の附帯決議を付することに決しました。

以上で議案第27号の審査を終了いたします。

次に、議案第28号備前市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第28号についての質疑を希望される方の発言を許可いたします。

[「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり]

暫時休憩いたします。

午後1時06分 休憩

午後1時08分 再開

○山本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

質疑のある方は発言を許可いたします。

○石原委員 午前中のやり取りでもうこの話にも及んだ場面もございましたけれども、いま一度、定数が動くことについて御説明いただければと思います。

○神田行財政改革課長 事務に移管されることに伴い、観光、地域振興分野であるとかまちづくり分野に伴う部署との連携、あるいは市民活動団体と協働して生涯学習の充実を図ったり、社会教育施設等の利活用を計画的に進める体制として議案第27号を上げさせていただいておったんですが、その関係で社会教育関係の業務を市長部局で所掌することになるため、これに伴う定数の人数20名を移させていただいているということで、定数はあくまで上限にかかるような捉まえ方でお考えいただければよろしいかと思います。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議ありとのことですので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数と認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第28号の審査を終わります。

次に、議案第47号備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について審

查いたします。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 こちらの議案につきましても、午前中幾ばくかのやり取りがございましたけれども、改めて執行部から御説明事項、何かございましたらお聞かせいただければと思います。

○神田行財政改革課長 現行の職務権限特例につきましては、学校における体育に関するものを除くスポーツに関するものと、それから文化財の保護に関するものを除く文化に関するものとなっておりますけれども、細部説明にもございますとおり、図書館、公民館、それからその他の社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること及び文化財保護に関することを加えて市長部局のほうで所掌ができるようにしたものでございます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午後1時13分 閉会